

育成 見附

見附市青少年育成センター

〒954-0051 見附市学校町 2-7-9

TEL 0258-62-5739 FAX 0258-62-2343

Mail : ikuseicenter@city.mitsuke.niigata.jp

見附市青少年育成センター 令和8年度の取組について

5月12日（火）に「見附市青少年育成センター運営委員会」が開催され、令和8年度の青少年育成センターの運営について以下のように承認されました。既存の事業を改善・充実させ、効果的に取り組んでいきます。

1 設置の目的

青少年の健全育成を総合的に推進します。

2 運営方針

青少年の心と体の健全な発展を促し自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、以下の方針により事業を推進し、青少年の健全育成を支援します。

(1) 青少年を取り巻く有害情報に関する問題性や注意事項についての啓発、有害環境から青少年を守る取組を推進します。

(2) 「家庭や地域の人と人とのつながりの中で健全な青少年を育む」ということを大切に非行の未然防止と共に「青少年を守り育てるまちづくり」を推進します。

(3) いじめ・不登校をはじめ青少年の多様な状況に寄り添い、共に考え多様な連携で課題解決を支援します。

3 事業内容

(1) 青少年街頭指導事業

青少年が集まりやすく保護者や学校の目の届きにくい場所を巡回し、青少年への声掛け（「愛の一声かけ」）や注意・助言等、適切な指導の手を差し伸べ、非行を未然に防止します。

(2) 青少年育成相談事業

小・中・高校生の不登校、いじめ、不良行為等の問題行動や悩み事に関する本人、保護者、学校、市民等からの相談に対し助言や相談を行います。内容により、相談者の了解を

得て関係機関や学校との連携、専門機関の紹介等を行います。

(3) 青少年健全育成支援事業

青少年の健全育成に係る各種事業を関係機関・団体と連携を図りながら効果的に推進します。

○ 市民への啓発活動（街頭指導時の広報資料の配布、市内施設での広報資料の設置、市役所での広報懸垂幕の設置）

○ 見附地区学校警察等連絡協議会、見附市子ども支援対策地域協議会等との連携

(4) いじめ等対策支援事業

いじめ・不登校など、児童生徒の様々な問題・状況等に対し、学校と情報を共有し対策を検討、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、学校の課題解決に向けて支援します。

○ シェイクハンド学校訪問

各学期1回、市内全小中学校を青少年育成センター所長、学校教育課長補佐、指導主事が訪問する。市教委への「いじめ・不登校状況報告」に基づき、学校の対応状況を確認し、学校の支援を行います。

○ 要請訪問・相談

学校の要請により、いじめ・不登校等に係る教職員のサポート、各学校のいじめ・不登校対策委員会・ケース会議等に、青少年育成センター所長が参加し、学校を支援します。

お子さんのこと、こどもたちの気になる様子、お気軽にご相談ください！

青少年育成センターでは、電話・面接・メールで子どもたちや市民の皆様からのご相談を受け付けています。

小学生～高校生の子どもたち本人はもちろん、子どもたちの保護者・市民の皆様から子どもたちの「気になる様子」「困っていること」などについてご相談を受け付けています。

今年度、紹介パンフレットを一新しました。市内小・中・高校には、4月初めに紹介パンフレッ

トを配信しています。相談の対象は、見附市の学校に就学及び見附市に在住されている方です。紹介パンフレットは、見附市のホームページにも掲載しています。どうぞご活用ください。





**あなたの悩み
相談してみませんか！**

自分のこと・友だちのこと・お父さんのこと…、不安や困っていることについて何でもご相談ください！

見附市青少年育成センターでは、見附市内の小学校・中学校・高校の子どもたちや保護者・地域の皆さんを対象にして相談を受け付けています。悩みや心配事を解決する方法について、子どもたちや保護者・地域の皆さんと一緒に考えます。必要に応じて、学校はもちろん各関係機関と連携して問題の解決を図ります。

～相談内容の秘密は固くお守りします
お気軽にご相談ください～

- 電話による相談 平日(月)～(金) 午前9時～午後4時
電話番号 0258-62-5739
- 面談による相談 平日(月)～(金) 午前9時～午後4時
※ 事前に電話・メール等でご連絡ください。
- メールによる相談 随時
E-mail: ikuseicenter@city.mitsuke.niigata.jp

見附市青少年育成センター
見附市学校町2-7-9 みつけ伝承館2階 見附市教育センター内
電話番号 0258-62-5739

電話相談：
平日(月)～(金) 9:00～16:00
0258-62-5739

面接相談：
平日(月)～(金) 9:00～16:00
※ 面接相談を希望される場合には事前に電話もしくはメールでご連絡ください。

メール相談：随時
ikuseicenter@city.mitsuke.niigata.jp



紹介パンフレットのQ-Rコード



紹介パンフレット・相談時間等

令和8年度見附市青少年指導員の方々を紹介します

令和8年度は、22名の方々から「見附市青少年指導員」を務めていただきます。6班編成で市内各所を巡回し、「愛の一声かけ」など街頭指導を実施します。

令和8年度見附市青少年指導員 (敬称略 ◎印は班長)

1班	◎高橋美佐子 小柳英美子 金井 章 五十嵐 健
2班	◎佐藤 秀一 大久保裕史 湯本 一秀
3班	◎佐藤 宏子 長谷川隆之 野村 由佳 紺野 奏江
4班	◎関口 光弘 西川 直樹 見附高校P 創進学園高校P
5班	◎板垣 秀幸 安藤 光子 金泉 幸子 玉木 久美
6班	◎清水 芳夫 山本 朝子 渡部美智子

令和7年度の街頭指導実績

- 活動回数 50回
- 従事人数 延 165人
- 声掛け等件数 54件



7月は「青少年の被害・非行防止全国強調月間」です！

青少年育成センターでは、7月の街頭指導の際に広報資材（ポケットティッシュ）を配布し、青少年・市民への啓発を行います。

子どもたちにとって待ちに待った夏休み。様々な体験ができる機会ですが、一方、学校や勉強から解放されて、子どもたちの気も緩みがちになり、行動範囲が広がったり夜遅くまで出歩いたり、お酒やたばこに手を出したりするなど、非行の兆しが生じやすい時期でもあります。その結果、犯罪被害に遭う危険も高くなります。また、近年はスマートフォンやSNSをはじめとする様々な機器・サービスが急速に普及し、子どもを取り巻くインターネット環境が大きく変化しています。SNSの利用をきっかけに、児童・生徒が性犯罪等の被害に遭ったり、詐欺・闇バイト等に巻き込まれたりすること等が懸念されます。子どもたちを非行や犯罪被害から守るためには、家庭や学校、警察だけでなく、地域や社会全体が協力して、様々な取組を進めることが必要です。そのため、子ども家庭庁では、子どもが夏休みに入る毎年7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」とし、関係

機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携し、青少年の健全育成に関する様々な取組を集中的に実施しています。見附市青少年育成センターでは、7月の街頭指導の際に広報資材（ポケットティッシュ）を配布するなど、啓発活動を行います。

夏休みを機に、子どもの犯罪被害や非行の現状を知り、それを防ぐために大人たち一人ひとりが何をすべきかを考えてみましょう。

**地域・大人の見守りで
子どもを被害・非行から
守りましょう！**

7月は青少年の被害・非行
防止全国強調月間です。

見附市青少年育成センター
TEL 0258-62-5739

広報資材（ポケットティッシュ）のデザイン